

東弁2019人権第157号
2019（令和元）年8月2日

東京拘置所

所長 竹中 樹 殿

東京弁護士会

会長 篠塚 力

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人Aからの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記のとおり警告します。

記

第1 警告の趣旨

貴所は、申立人を2017（平成29）年12月15日から2018（平成30）年1月31日までの間、監視カメラ付き居室（保護室ではない。）に収容していたが、監視カメラによって24時間監視することは、被収容者であった申立人のプライバシーを侵害する行為であり、かつ申立人に拘禁感や圧迫感を強く感じさせ、その心身に重大な影響を与える恐れのある行為であって申立人の人格権を侵害する行為であるから、今後は、自傷の恐れが高い場合など、被収容者のプライバシー権や人格権に対する制約の程度が低い他の方法では被収容者の生命身体の安全を確保できない特別な事情がある場合に限り、被収容者を監視カメラ付き居室に収容するよう警告する。

第2 警告の理由

監視カメラで他人を監視することは、他人の動作・行動を第三者が常に見ることができるという点で、プライバシー権に対する重大な制約であるが、刑事施設の被収容者のプライバシー権は、刑事施設における施設管理や秩序

維持の目的を達成するために必要な範囲で相当程度制約されることは認められる。

しかしながら、居室に設置されている監視カメラは、死角がなく、排泄行為を含め、被収容者の全ての動作を監視することができる装置であるところ、被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所である居室を監視カメラによって24時間監視することによって、被収容者は、常に第三者にその動静を見られることになり、このことは、相当の理由がない限り、プライバシー権に対する過度の制約になると言わざるを得ない。

また、監視カメラによる監視は、被収容者にとって、拘禁感や圧迫感を感じさせる点で、保護室における拘禁に近い心理的影響があるから、相当の理由がない限り、人格権に対する過度の制約となる。

この点、監視カメラのついた単独室に収容する必要がないにも関わらず、漫然と収容を継続した刑務所の措置を国家賠償法上違法と判断した熊本地裁判決（平成30年5月23日判決・判タ1455号103頁）も、「刑務所職員による巡回監視が行われているかどうかは、被収容者からも認識ができるのに対し、カメラによる監視は、被収容者が監視されているかどうか認識できない点で心理的な負担に差があることは明らかである上、カメラによる監視は死角がなく、排泄行為を含む日常生活の一挙手一投足が監視可能であることを考慮すると、通常の単独室とは拘禁感や圧迫感において格段の差があることは否定できない」と指摘している。

従って、被収容者を監視カメラ付き居室に収容することは、自傷の恐れが高い場合など、被収容者のプライバシー権や人格権に対する制約の程度が低い他の方法では被収容者の生命身体の安全を確保できない特別の事情がある場合に限って認められると言わなければならない。

この点、貴所は、申立人を監視カメラ付き居室に収容した理由を配室上の都合等と回答するのみで、具体的な理由を回答しないことから、申立人を

24時間監視する必要性を認めることはできない。

仮に、配室上の都合、すなわち他に収容可能な居室が空いていないといった施設側の都合で、監視カメラ付き居室に収容せざるを得ない場合には、監視カメラの電源を切るだけでは、被収容者の拘禁感や圧迫感は払拭されないことから、監視カメラを不透明なカバーで覆うなどの物理的な措置によって、監視カメラが機能していないことが被収容者に明確にわかるようにした上で、カメラ付き居室に収容しなければならない。

よって、当会は、貴所が申立人のプライバシー権及び人格権を侵害したものと認め、上記のとおり警告する。

当会は、貴所に対し、2014年3月26日付け「人権侵害救済申立事件について（勧告）」により、24時間監視カメラ付きの居室に被収容者を収容することは、他の方法では被収容者の生命身体に対する安全の確保ができない特別の事情がある場合に限って行うことを求める勧告を行ったが、再び同種事案が発生したため、今回は、警告とした。

以 上